

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 無	1 回

平成 28 年度 下施汚ポ補第1号

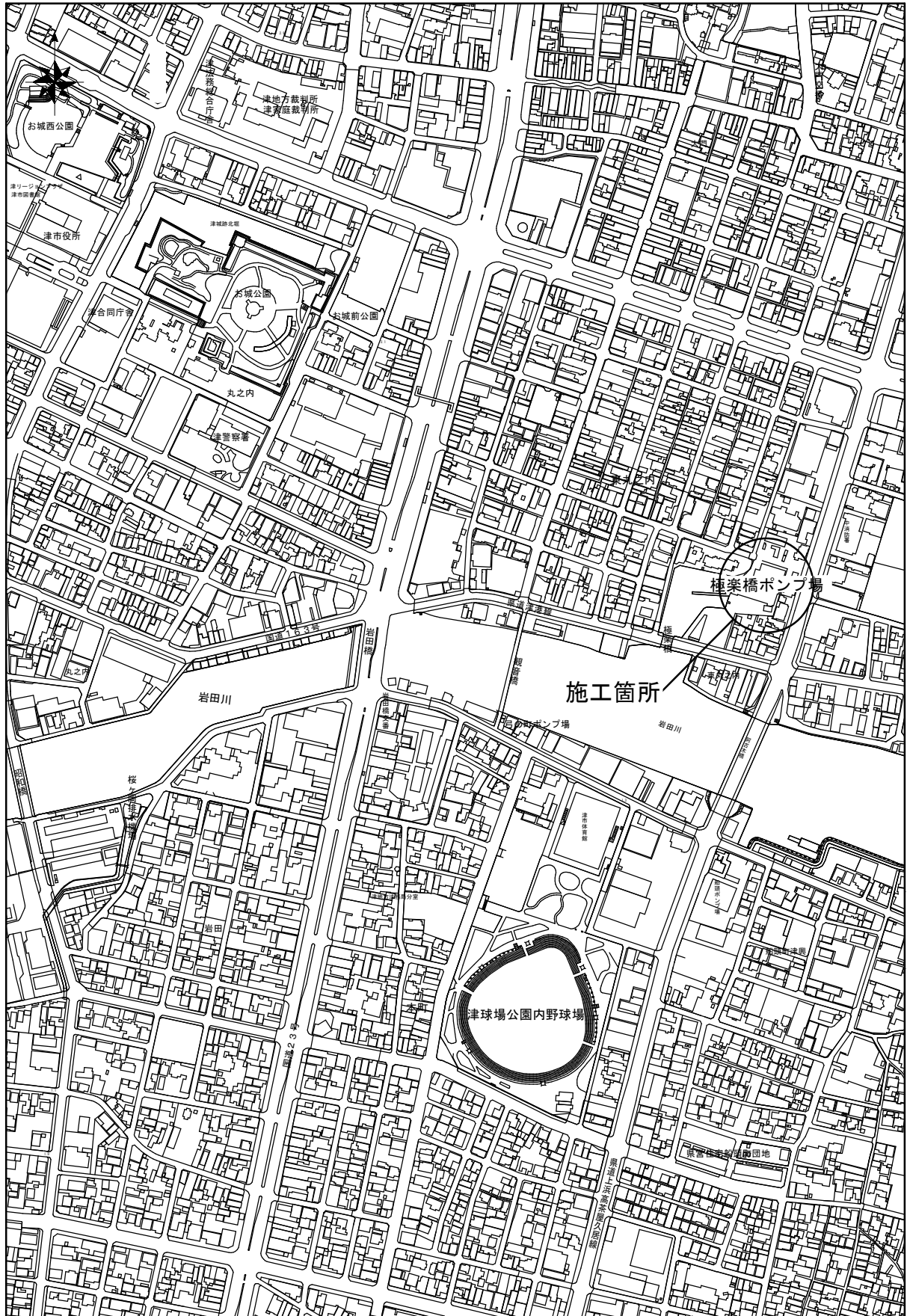
極楽橋ポンプ場ポンプ設備
(5号雨水ポンプ)改築工事に伴う電気設備工事

津市下水道局
下水道施設課

平成28年度	下施汚ポ補第1号	工 事 設 計 書	局 長	/
			局 次 長	
工 事 名	極楽橋ポンプ場ポンプ設備(5号雨水ポンプ) 改築工事に伴う電気設備工事		課 長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市 東丸之内 地内		調 整・担 当 主 幹	
			担 当 副 主 幹	
設 計 金 額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)		主 査	/
			担 当	
工 期	平成30年3月16日限り		設 計 者	
工 事 の 大 要				
<p>電気設備設置工事 一式</p> <p>ポンプ設備コントロールセンタ 一式</p> <p>5号雨水ポンプ補助継電器盤 1面</p> <p>5号雨水ポンプ操作盤 1面</p>				

位置図

平成28年度下施汚水補第1号
極楽橋ポンプ場ポンプ設備（5号雨水ポンプ）
改築工事に伴う電気設備工事



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		
			仮設費	1	式	—		明細表第5号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	—		
			据付 (機器) 間接費	1	式	—		

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						
		設計技術費		1	式	—		
	計 (工事原価)							
	一般管理費等			1	式	—		
	現場発生品控除			1	式	—	▲	明細表第6号のとおり
	合計 (工事価格)							
	消費税等相当額			1	式	—		
本工事費	計							

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	低圧ケー ブル	600V EM-CET	200sq	16.8	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	14sq-3c	49.3	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	3.5sq-3c	51.5	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	2sq-3c	226	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	2sq-2c	65.2	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	2sq-2c	110	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-20c	403	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-15c	36.4	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-12c	28.8	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-10c	125	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-6c	1.32	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-4c	56.5	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-3c	94.7	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-2c	651	m			

明 細 表

第 2-2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	その他電線	EM-IE	5.5sq	1.32	m			
	その他電線	EM-IE	3.5sq	18.8	m			
	ケーブル、 電線類付 属材料			1	式	——		
	端末処理 材	600V EM-CET	200sq	2	組			
	端末処理 材	600V EM-CE	14sq-3c	2	組			
	電線管類	HIVE	70mm (露出)	2.64	m			
	電線管類	HIVE	36mm (露出)	10.9	m			
	電線管類	HIVE	28mm (露出)	12.4	m			
	電線管類	HIVE	22mm (露出)	82.4	m			
	電線管類 付属材料			1	式	——		
	計 (直接材料費)							
	計 (補助材料費)			1	式	——		
	計 (材料費)							

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	電工	据付工			人			
	左官				人			
	小計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	——	——	
	技術者	据付工			人			
	技術者	単体試験工 組合せ試験工			人			
	小計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

平成28年度下施汚ポ補第1号

極楽橋ポンプ場ポンプ設備（5号雨水ポンプ）

改築工事に伴う電気設備工事

仕 様 書

津市下水道局
下水道施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については、三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を充分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、基準、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規定
- (7) 建築基準法
- (8) 日本工業規格（JIS）
- (9) 電気規格調査会規格（JEC）
- (10) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (11) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (12) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (13) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準
- (15) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (16) 日本電気協会電気技術規程
- (17) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物(スクラップ、コンクリート砕りガラ等)の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養(雨水浸透等)

(3) 建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)

(4) 廃棄物の適正な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等によりその成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。

なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成時写真(同一アングルにて撮影のこと)

イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く)

ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)

エ 安全管理写真

オ 材料検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真管理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工監理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「C O R I N Sへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。
- (6) 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないよう処置しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 工事施工

1. 工事概要

本工事は、極楽橋ポンプ場に設置されている雨水ポンプの内、経年劣化により機能低下している5号雨水ポンプの更新に伴い電気設備の更新を行うものである。

なお、コントロールセンタについては、既設盤の5号雨水ポンプに係るものを廃止し、新たに盤を設置するものとする。

また、今回同時期に5号雨水ポンプ据付（別途更新工事）を行い、ポンプ設備一連の運用を計るものである。

2. 工事主要機器

本工事に含まれる機器は、次の通りとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) ポンプ設備コントロールセンタ | 一式 |
| (2) 5号雨水ポンプ補助継電器盤 | 1面 |
| (3) 5号雨水ポンプ操作盤 | 1面 |

3. 機器仕様

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| (1) ポンプ設備コントロールセンタ (CC41N/42N) | 一式 |
| ア 形式 | 両面式 |
| イ 準拠規格 | JEM-1195 |
| ウ 寸法 | W600×D600×H2350mm（ベース含む）（1面あたり）程度 |
| エ 盤面取付機器 | |
| 名称銘板 | 一式 |
| 電圧計 | 1個 |
| 同上用切換スイッチ | 1個 |
| 電流計 | 1個 |

	同上用切換スイッチ	1 個
	その他必要なもの	一式
オ	盤内取付機器	
	配線用しゃ断器 3P400AF	1 台
	制御電源用変圧器(1φ 210/105V 3kVA)	1 台
	変流器(20/5A)	2 台
	非可逆ユニット 200V 1.5kW ZCT, ELR, THR	1 台
	可逆ユニット 200V 1.5kW ZCT, ELR, THR	1 台
	可逆ユニット 200V 0.75kW ZCT, ELR, THR	1 台
	可逆ユニット 200V 0.25kW ZCT, ELR, THR	1 台
	可逆ユニット 200V 5.0kW ZCT, ELR, THR	1 台
	その他必要なもの	一式
カ	架台	フリーアクセスフロア部分用
		一式
(2)	5号雨水ポンプ補助継電器盤(R14)	1 面
ア	形式	屋内自立閉鎖形前背面扉式
イ	寸法	W700×D600×H2350mm (ベース含む) 程度
ウ	盤面取付機器	
	名称銘板	一式
	その他必要なもの	一式
エ	盤内取付機器	
	補助継電器及び時限継電器類	一式
	その他必要なもの	一式
オ	架台	ピット部分用
		一式
(3)	5号雨水ポンプ操作盤(S5)	1 面
ア	形式	屋内スタンド形
イ	寸法	W800×D400×H900 (1600) mm 程度
ウ	盤面取付機器	
	名称銘板 1 式	
	電流計 (広角指示計)	3 個
	開度計 (広角指示計)	1 個
	切替スイッチ (2 点)	2 個
	操作スイッチ (3 点)	1 個
	操作スイッチ (2 点)	6 個
	押釦スイッチ	3 個

引釦スイッチ	1 個
故障表示灯	一式
状態表示灯	一式
その他必要なもの	一式
エ 盤内取付機器	
スペースヒータ	一式
R / I 変換器	1 個
その他必要なもの	一式

4. 工事範囲

本工事の施工範囲は、次の通りとする。

- (1) 前項記載の各機器の製作、搬入、据付および下記の配線配管等工事
 - ア 本設備の既設ケーブル、電線管の撤去及び布設
 - イ 上記の据付機器の盤架台製作及び据付
 - ウ 電気室フリーアクセスフロア補修工事
 - エ 各種機器基礎および架台築造工事
- (2) 試運転および試験調整（組合せ試験）

別途、機械設備工事との連動運転試験確認を行うこと
- (3) その他必要な諸試験および工事

5. 工事範囲等補足事項

- (1) 配電盤類の据付けは設計図書を参照し、関係者と充分打合せのうえ施工図を作成し、監督員の承認を得て行うこと。
- (2) ケーブルラック、フリーアクセスフロア内は離隔の必要な場所においては、セパレータ等を設置し、高圧ケーブル、動力ケーブル、制御、計装ケーブルを隔離して配線を行うこと。
- (3) その他

回路種別表示および行き先名称は、上記の所定場所（曲がり近辺）に硬質プラスチック同等品で、貼付のこと。

6. 運転操作方案

本工事の運転操作方案は、別に定める「運転方式」による。

なお、機器の運転操作方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打合せによって決定する。

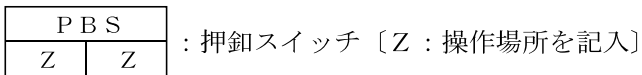
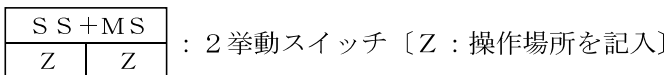
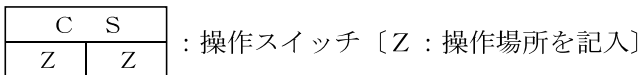
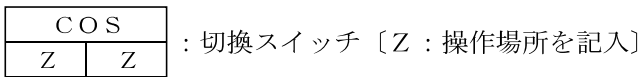
運転方式

運転方式の表現は、操作場所、切換方式、条件及び符号で表現する。

1. 操作場所の表し方

該当する操作場所にある切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）を一点鎖線で囲み、操作場所を明記する。

2. 切換方式、操作方式の表し方

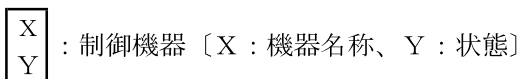


切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）等の符号にて明記する。

3. 運転条件の表し方

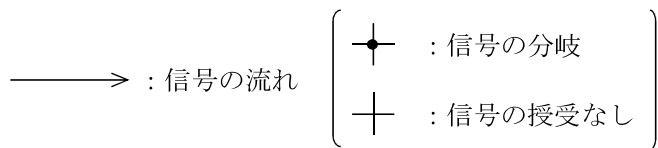
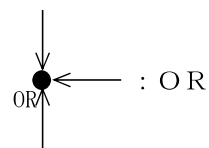
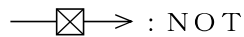
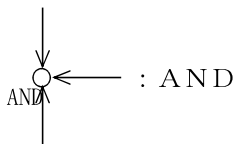
運転に必要な条件を項目にして明記する。

4. 制御機器の表し方



制御機器の制御状態と共に明記する。

5. 各種条件符号の表し方



6. 表示方式

- 1) 表示方式の表現は、運転、状態、故障表示に分類し、該当する項目に○印を記入する。
- 2) 停止条件の表し方
 - K：投入インターロック
 - T：遮断
 - S：遮断不可

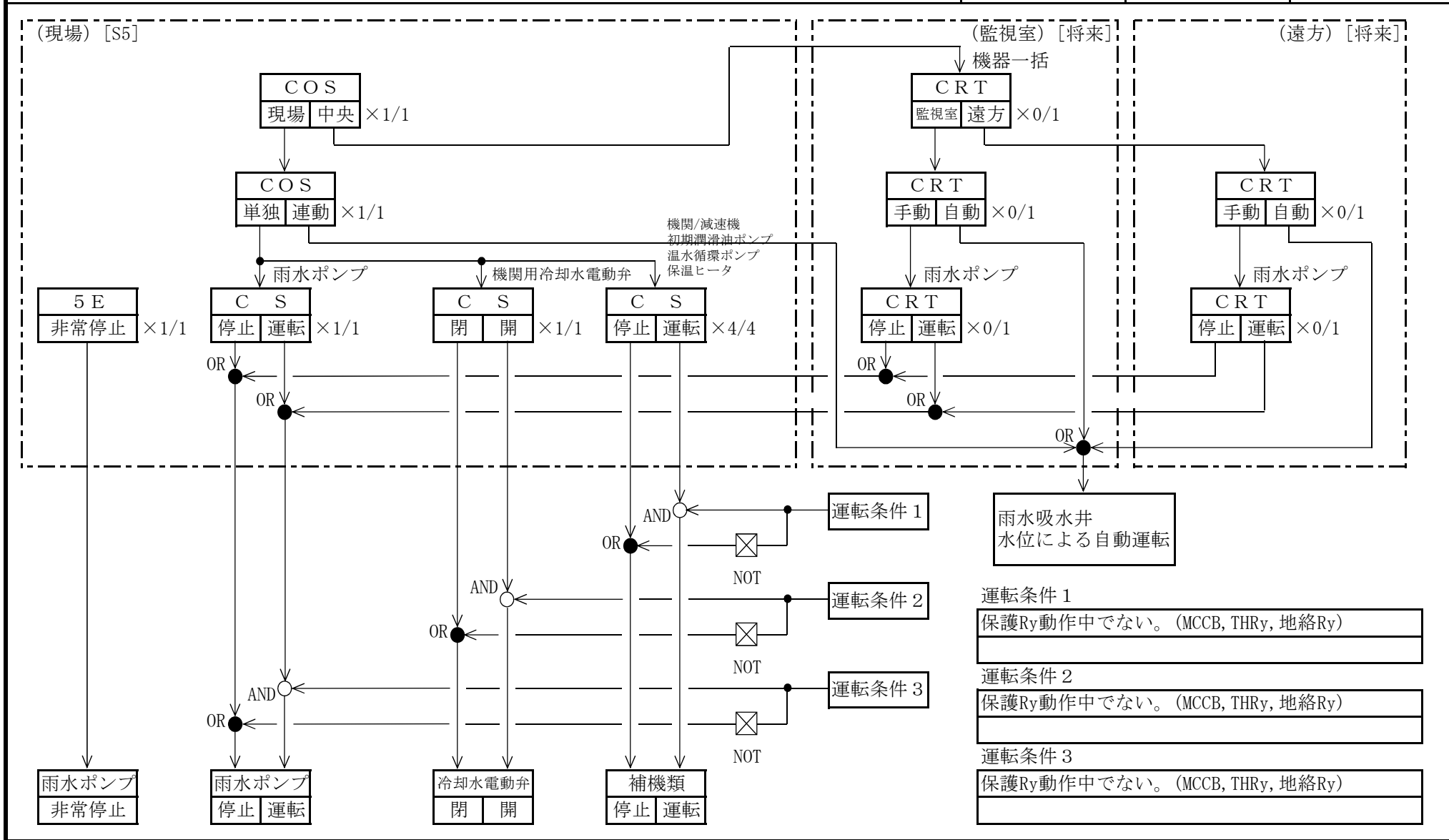
7. 機器記号

H L P：高圧盤、低圧盤、制御盤等
L C B：現場操作盤
K P：計装盤
L C D：L C D監視制御装置
P R T：プリンタ

8. スイッチの個数

各種スイッチの個数は「×○/□」で表現する。
但し、○：既設・今回（更新）
□：全体

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	5号雨水ポンプ	容量	200 kW
運 転 方 式				既設 1 台	今回 (更新) 1 台 全体 1 台



5号雨水ポンプ(表示・操作)

	項 目	停止 条件	現場		電気室		中央管理室					備 考
			LCB	C/C	高低 圧盤	監視操作盤			CRT(将来)			
						F I	L I	MGP	操作	表示	操作	
運 転 ・ 状 態 表 示	現場											
	中央									○		
	単独									○		
	連動									○		
	運転		○							○		
	起動中		○							○		
	起動準備完了		○							○		
	吐出弁 全開		○							○		
	吐出弁 全閉		○							○		
	吐出弁 開		○									
	吐出弁 停止		○									
	吐出弁 閉		○									
	冷却水 通水		○							○		
	減速機 油圧正常		○							○		
	機関用初期潤滑油ポンプ 運転		○							○		
	機関用初期潤滑油ポンプ 停止		○							○		
	減速機用初期潤滑油ポンプ 運転		○							○		
	減速機用初期潤滑油ポンプ 停止		○							○		
	機関用冷却水電動弁 開		○							○		
	機関用冷却水電動弁 閉		○							○		
	温水循環ポンプ 運転		○							○		
	温水循環ポンプ 停止		○							○		
保温ヒータ 運転		○							○			
保温ヒータ 停止		○							○			
運 転 操 作	現場-中央 切替SW		○									
	単独-連動 切替SW		○								○	
	雨水ポンプ 運転-停止 操作SW		○								○	
	機関用潤滑油ポンプ 運転-停止 操作SW		○								○	
	減速機用潤滑油ポンプ 運転-停止 操作SW		○								○	
	吐出弁 閉-停止-開 操作SW		○								○	
	雨水ポンプ 非常停止 引釦SW		○								○	
	機関用冷却水電動弁 閉-開 操作SW		○								○	
	温水循環ポンプ 運転-停止 操作SW		○								○	
	保温ヒータ 運転-停止 操作SW		○								○	

第 3 章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日は、土、日曜日、祝祭日及び監督員の指示する日は休工とし、作業時間は8時30分から17時00分までとする。時間外及び休日作業を行う時は、事前に書面で提出し本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

- (1) 機器の撤去に伴った発生材等についての処分にあつては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。
- (2) やむを得ず発生材を廃棄物として処分する場合にあつては、その中間処分の経過はもとより最終処分に至る経過を十分把握すると共に関係法令に従い適正に処分すること。

4 産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象になった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期限を超えて請求することはできない。また設計数量を超えて請求することはできない。

5 現場施工の時期

- (1) 機器据付けにおいて、施工現場に隣接、輻輳する他工事とのかね合いを考慮し、また豊水期の現場施工は困難なことから、概ね平成29年11月中旬に既存機器の撤去を行い、平成30年3月上旬までに施工完了を目途に工事を行うこと。
- (2) 本工事施工にあつては、大雨等における既存ポンプ設備の運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能を損なわないよう留意し施工すること。

6 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

7 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として3部作成するものとする。

なお、作成にあつては本市監督員の指示に従うものとする。

既存図書の完結方法は、下記のとおりとする。

- (1) 完成図書は、極楽橋ポンプ場の既存完成図書に本工事を追録、差替、不必要なものは削除等を行い3冊納入すること。なお、差替等により既設完成図に納まらない場合背表紙他を作成し、又1冊に出来ない場合（厚さ約150mm以上となる場合を含む）は、黒表紙（現行の完成図書並）2分冊以上として納入すること。この場合も既存同様完成図書としては、3冊完結すること。なお、この場合、本工事施工に該当する完成図書（国庫補助対象事業としての完成図書）を1部、別途に作成すること。
- (2) 完成図書は過去の状況が判る様（工事名、工事内容、工期その他）な工事目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。この場合、既設完成図書の状況を把握、調査を行い必要に応じて既設記入箇所部分に追録を行うこと。
- (3) この章以外の完成図書の完結方法等（やむなく上記が出来ない事情における完成図書の完結を含む）については、別途協議するものとする。

第 4 章 支払いに関する事項

【前金の支払い】

誇負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

なお、工事における継続事業の年度別総事業費の割合は次のとおりとする。

平成28年度	0%程度
平成29年度	100%程度

【部分払】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを支払うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、1回とする。

なお、本工事における継続費の年度別割合は下記のとおりとする。

平成28年度	0%程度
平成29年度	100%程度

第 5 章 工事施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写しを添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の一例>

<h1>主任・監理技術者</h1>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"><p>写真</p><p>2 c m × 3 c m</p><p>程度</p></div>	氏 名 ○○ ○○
	工 事 名 ○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○株式会社 印

注 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2) 所属会社の社印とする。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

第 6 章 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年津市訓第 3 4 号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記 3 の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

第7章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140ポイント以上の大きさの文字 (注1)

4.9cm以上 (注2)

産業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

許可番号 第123456号

許可業者の氏名又は名称（許可証記載通り）
・90ポイント以上の大きさの文字 (注1)

統一許可番号（下6けた）
・90ポイント以上の大きさの数字 (注1)

(注1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm
(注2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを
1mm 単位で四捨五入した数値です。

《車両の両側》

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140ポイント以上の大きさの文字 (注1)

4.9cm以上 (注2)

産業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

事業者の氏名又は名称
・90ポイント以上の大きさの文字 (注1)

(注1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm
(注2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを
1mm 単位で四捨五入した数値です。

《車両の両側》

表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。